

## BELCA賞表彰規程

(BELCA賞の目的)

第1条 BELCA賞は、適切な維持保全を実施したり、優れた改修を実施した建築物のうち、特に優秀なものを選び、その関係者を当協会会長（以下 会長）が毎年表彰することにより、我が国に於ける良好な建築ストックの形成に寄与することを目的とする。

(表彰する部門)

第2条 BELCA賞には次の2つの部門を設ける。

1 ロングライフ部門

ロングライフを考慮した適切な設計のもとに建設され、長年にわたり適切な維持保全が実施された建築物のうち、特に優秀なもの。

2 ベストリフォーム部門

最近改修された建築物で、この改修によって画期的な活性化が図られた建築物のうち、特に優秀なもの。

(表彰の内容)

第3条 会長は選ばれた物件の関係者に対して表彰状及び賞牌を贈呈するものとする。

(表彰する物件数)

第4条 BELCA賞の表彰は、両部門合わせて10物件以内を選ぶものとする。

(選考委員会および選考権限の委譲)

第5条 BELCA賞として表彰する物件の選考を行うため選考委員会を設置し、会長は選考に関する一切の権限を選考委員会に委譲するものとする。

(運営委員会)

第6条 BELCA賞の運営の基本的事項に関する意見具申、選考委員候補者の選定、会長の諮問に対する答申を行うために運営委員会を設置する。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、理事会の承認を得て会長が行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は会長が定める。

附 則 この規程は平成13年5月15日より施行する。